

富士市都市公園指定管理者応募に係る募集要項

目次

1	募集の概要	1
2	施設の概要	1
3	業務内容	1
4	指定の期間	2
5	指定管理料	2
6	利用料金	2
5	指定管理料	2
7	事業者選定方法	2
8	担当課	2
9	応募資格	3
10	今後のスケジュール	4
11	応募方法	4
12	選考方法	6
13	結果の公表	6
14	その他留意事項	6
	別紙 1 審査基準	8

1 募集の概要

1) 事業の名称

富士市都市公園指定管理者業務

2) 募集の目的

本市では、都市公園における指定管理者制度の導入拡大に伴い、民間の持つノウハウを活かして、さらに効率的な維持管理を実施するとともに、PRやイベント拡充等により、幅広い利用者ニーズに応える運営が求められる。以上のことから、施設の整備や運営について優れた提案を募集し、プレゼンテーション審査にて指定管理者を決定する。

2 施設の概要

1) 名称・所在地

番号	公園名	所在地
1	米の宮公園	富士市米之宮町 303
2	岩本山公園	富士市岩本 1605
3	広見公園	富士市伝法 46-1
4	中央公園	富士市永田町 2 丁目 112
5	富士西公園（入山瀬緑地）	富士市入山瀬 772-1
6	湧水公園	富士市東比奈 2 丁目
7	富士と港の見える公園	富士市鈴川 621-6
8	善得寺公園	富士市今泉 1015
9	原田湧水池公園	富士市原田 1147-4
10	入道樋門公園（新浜公園）	富士市宮島 1394-2
11	原田公園	富士市原田 704
12	浮島ヶ原自然公園	富士市中里 2553-8
13	浮島沼つり場公園	富士市中里 2626-11
14	新通町公園	富士市中央町 2 丁目 31
15	南町公園	富士市御幸町 3618-58
16	竹採公園	富士市比奈 2085-4
17	鎧ヶ淵親水公園	富士市原田 1165-3
18	かがみ石公園	富士市原田 1350-1
19	入山瀬公園	富士市入山瀬 8-12

3 業務内容

別紙「富士市都市公園指定管理者業務仕様書」のとおり

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 指定管理料

予算上の債務負担行為設定額である1,202,366,100円を上限とし、指定管理料を設定することとする。（期間全体・消費税及び地方消費税相当額を含む。）また、年度末において指定管理料に余剰金が発生した場合、原則として、その返還は求めないものとする。

なお、指定管理期間中に災害の発生等の特別な事情により当該額での管理運営が困難となった場合には、別途協議を行う。ただし、指定管理の業務が、仕様書に定める基準に満たない場合は、上記指定期間の中で指定を取り消すものとする。

6 利用料金

- ・本業務は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項に定める利用料金制度により、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。
- ・利用料金は、富士市都市公園条例の規定による金額を上限とする。
- ・申込者が利用の中止申請の手続きをした場合は、関係例規の規定に従い申込者に利用料金の還付を行うこと。
- ・利用料金は、納付日が属する年度をもって会計処理することを原則とするが、次年度の利用に係る利用料金を前年度で許可し、徴収する場合は次年度の会計処理で対応すること。

7 事業者選定方法

指定管理者の選定は、「富士市都市基盤施設指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において書類審査及びプレゼンテーションを実施し、応募者の中から都市公園の設置目的を効果的に達成できると認められる者を指定管理者の候補者として選定する。

8 担当課

富士市都市整備部 みどりの課（市庁舎7階）

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話：0545-55-2793 FAX：0545-53-2772

メール：midori@div.city.fuji.shizuoka.jp

9 応募資格

1) 応募資格

- ・指定期間中、対象施設を安定的かつ安全円滑に管理運営できる法人又はその他の団体
なお、単独の団体で担えない場合、グループで応募することも可能とする。この場合、応募時に共同事業体を結成し、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めること。

2) 応募者の制限

- ・富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3項に掲げる暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと
- ・地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき、市の入札に参加できない団体等でないこと
- ・市の指名停止措置を受けている団体等でないこと
- ・会社更生法に基づく更生手続き又は民事再生法に基づく再生手続きの開始の申立てをしていないこと
- ・市長又は市議会議員が代表者である団体等でないこと（市が出資している法人を除く）

3) 財務基盤等の基準

本施設を指定管理期間中、安定的に運営管理することが可能な財務基盤が確保されていること。具体的には以下の基準を応募者の構成団体全てが満たしていること。

- ・経常利益が3期連続で赤字でないこと
- ・直近期が債務超過でないこと
- ・直近2年分の法人税や消費税等の税金の未納がないこと

10 今後のスケジュール

項目	時期	備考
公表	令和8年5月1日～	
指定管理者公募説明会参加申込	令和8年5月7日～ 令和8年5月21日	参加申込書については第3号様式参照
説明会	令和8年5月27日	
質問受付期間	令和8年6月1日～ 令和8年6月8日	質問書については第4号様式参照
質問回答	令和8年6月11日 目途	質問・回答は、6月11日（木）までに 富士市ウェブサイト公開
応募書類受付期間	令和8年6月15日～ 令和8年8月14日	最終日の午後5時までに富士市都市整備 部みどりの課（市庁舎7階）に持参により 提出すること
審査の実施	令和8年9月 予定	事業者によるプレゼンテーションを実施
結果通知	令和8年10月 予定	応募者に電子メールにて結果通知 予定
議会の議決	令和8年11月	
協定の締結	令和9年3月中	
業務開始	令和9年4月1日	

1) 指定管理者公募説明会参加申込について

令和8年5月7日（木）～令和8年5月21日（金）まで。なお、受付時間は 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

富士市都市整備部みどりの課（市庁舎7階）に持参、郵送（簡易書留に限る、提出期限までに必着のこと）又は電子メールいずれかで提出すること。

11 応募方法

1) 受付期間

令和8年6月15日（月）～令和8年8月14日（金）まで。なお、受付時間は 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

2) 提出書類

NO.	書類名称等	内容	様式
①	指定申請書		第5号様式
②	法人等概要書		第6号様式
③	グループ構成員表	共同事業体で応募する場合のみ提出	第7号様式

④	共同事業体の構成に係る協定書	共同事業体で応募する場合のみ提出	任意様式
⑤	委任状	共同事業体で応募する場合のみ提出	第 8 号様式
⑥	都市公園の管理実績一覧		第 9 号様式
⑦	富士市都市公園指定管理に係る事業計画書		第 10 号様式 (第 10- 1 ~ 第 10-18 号様式)
⑧	宣誓書		第 11 号様式
⑨	定款、寄附行為、規約又はこれに代わる書類	最新のもの	—
⑩	法人にあたっては登記事項証明書、法人以外の団体にあたっては代表者の住民票の写し	応募申込前 3 か月以内に発行されたもの (原本は正本に、副本には写しを添付すること。)	—
⑪	直近 3 か年の財務諸表及び税務申告書	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書 税務申告書は、別表 1、4、5 の添付は必須 (無い場合は類する資料) ※共同事業体の場合は全構成法人分 ※財務諸表及び税務申告書の作成が義務づけられていない団体の場合財務諸表または財務諸表に類するものであって当該団体の経営状況がわかる書類	任意様式
⑫	直近 2 年分の法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書、その他の税について未納がないことの証明書		—

※共同事業体で応募する場合には、③、④、⑤のほか、共同事業体を構成する法人等ごとに上記②、⑨、⑩、⑪、⑫の書類を提出すること

※応募に係る提出書類は、原本 1 部、副本 12 部をファイル等に綴じて提出すること。

3) 提出方法

富士市都市整備部みどりの課 (市庁舎 7 階北側) まで、原本 1 部、副本 12 部をファイル等に綴じて、直接提出すること。

4) その他

市が必要とする場合は、追加資料の提出等を求める場合がある。

12 選考方法

1) 選考手順

市が設置する選定評価委員会において、応募者ごとに別紙1「富士市都市公園指定管理者候補者選定評価基準」に基づいて評価を行う。選考にあたっては最低基準を設け、最低基準を満たした者のうち、得点が上位の者から指定管理者の候補者を決定する。なお、応募者が1者の場合も選考を行う。

2) プレゼンテーション実施日

令和8年9月上旬～中旬

時間、場所等の詳細については別途連絡する。

3) プレゼンテーション出席者

3名以内とする。なお、施設管理者となる方は必ず出席すること。

4) プレゼンテーション審査内容

30分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（15分程度）を行う。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前にみどりの課に相談すること。

5) その他

選定評価委員会での選考は非公開とする。

13 結果の公表

選考結果については、富士市ウェブサイトで公表するとともに、令和8年10月中旬にすべての応募者宛に電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

14 その他留意事項

1) 応募者の失格

応募書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

2) 接触の禁止

選定評価委員、市職員並びに本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じる。接触の事実が認められた場合には失格となることがある。

3) 重複応募の禁止

1 法人（団体）につき、応募は1件とする。複数の応募はできない。

4) 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできない。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではない。

5) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

6) 費用負担

応募に関して必要となる費用は法人等の負担とする。

7) 提出書類の取扱い（著作権）

申請書類の著作権は、申請者に帰属するが、市長が必要と認める場合には、申請書類全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、事業計画書は、富士市情報公開条例の開示対象文書となるため、公表に際しては公開内容を当該申請者と協議の上、決定するものとする。

8) 業務の再委託の制限

- ・すべての業務を一括して再委託することはできない。
- ・個別の業務の再委託には市の承諾が必要である。

9) 管理対象施設変更の可能性

指定期間中に管理対象施設の変更の可能性はある。変更があった場合の業務の見直し等については、別途市と協議を行う可能性があることを予め留意すること。

審査基準

1 評価基準の位置づけ

富士市都市公園の指定管理者の指定を行うに当たり、施設を管理運営するのに最も適した候補者を選定するための基準を示したものである。

2 基本的な考え方

- (1) 評価に当たっては、申請書類、プレゼンテーション等を基にして、設定された基準により採点する。
- (2) 下記の選定方法による選定を行った結果、選定対象となる応募者がいなくなる場合は、選定評価委員会で条件をつけた上で候補者として選定することができるものとする。

3 選定方法

- (1) 各委員が選定評価シートにより採点を行う。各委員の点数を平均し、最高得点の事業者を候補者として選定する。
- (2) 合計得点が同点の団体が複数あった場合は、同点の団体から委員の合議により候補者を選定する。
- (3) 委員全員の合計得点の平均が標準点（満点の60/100）未満の場合は、選定の対象から除く。

評 価 基 準

(1) 評価点（採点基準）

評点	評価
5	とても優れている
4	優れている
3	指定管理者としての標準には達している
2	やや問題がある
1	問題がある

(2) 評価項目と配点

審査項目		評価基準	配点
○指定管理に係る基本方針 【15点】			
事業への参加意欲	公の事業に携わるという意識を持っているか。 公園や類似施設等の十分な管理実績を有し、良好な管理運営ができるか。	5点	
施設の特長や課題を踏まえた指定管理の取組方針	都市公園の設置目的、施設運営の基本方針を踏まえ、各施設の長所、短所を的確に把握し、取組方針を定めているか。	5点	
指定管理期間における目標及び達成に向けた考え方	指定期間における目標が妥当か、また、目標達成に向けた考え方は設置目的と一致しているか。	5点	
○運営管理業務に関すること 【25点】			
基本的な運営内容	市の提示した仕様書と適合しているか。	5点	
自主事業に係る提案事項	自主事業の目標や実施頻度が、各公園の特色を生かした内容であると共に活性化につながるものであるか。	7.5点	
宣伝、広報活動の方策	情報発信の方法について、市民が容易にアクセスできるような、多様な手段を活用した積極的かつ効果的なものであるか。	7.5点	
利用者ニーズの把握	利用者からの意見を受入れ、次の実施に反映する方策がとられているか。	5点	
○維持管理業務に関すること 【22.5点】			
植物管理や施設管理の実施方法	植物管理に関する具体的な方法や内容、適切な頻度絵が記載されているか。利用者が快適に利用できるような具体的な管理方法等が記載されているか。	7.5点	
施設の保守点検、維持修繕の実施方法	施設の機能が適切に維持されるような点検頻度や管理手段が確保されているか。 施設の清掃について、具体的な方法や内容、適切な頻度が記載されているか。	7.5点	
利用者の安全確保策	事故発生防止等の利用者への安全確保策が講じられているか。	7.5点	
○収支に関すること 【20点】			
収支について	必要経費を適正に計上された上で経費節減に向けた取組みが図られているか。 収支のバランスがとれたものとなっているか。	7.5点	
利用料金、自主事業による収入について	料金設定の設定根拠は適切か。 経費を上回る収入が見込まれる場合の還元措置の考え方について具体的な記載はあるか。	5点	
岩本山公園レストハウスの収入について	レストハウスの設置目的と合致した提案内容であるか。 運営経費を上回る収入が見込まれる場合の収入還元提案について具体的な内容であるか。	2.5点	

	指定管理料について	(経費が適正であることを前提として)市の定める上限額と比較してどうか。	5点
○業務の実施体制に関すること			【17.5点】
	適切な管理運営のための組織体系及び人員配置	業務を適切に行える体制が整っているか。労働関係法令等が守られているか。	5点
	人材育成の考え方	研修の実施等の人材育成手段が整っているか。	5点
	リスクマネジメントの考え方	天災や事故等が発生した場合に備えたマニュアルの整備や連絡体制の確立等の十分な対策がとられているか。苦情や利用者トラブル等への適切な対応が図られるようになっているか。	5点
	財政的な能力について	財務状況が健全であり、業務を確実に行うことのできる経営的に安定した団体であるか。	2.5点
合 計			100点